破産債権者集会（第４回）にぜひご参加ください！

平成２２年２月１０日（水曜日）１３：３０より、第４回破産債権者集会が東京家簡地裁合同庁舎５階で開かれます。

破産債権者集会とは、破産管財人から債権者（本件では、被害者の方々が債権者に含まれます）に対し、エル・アンド・ジーの財産状態などの報告がなされ、これに対して、債権者の皆様が発言をし、質問を行うための手続きです。弁護団に依頼した被害者の方については、弁護団弁護士が代わって質問や意見を述べることが可能です。もちろん、債権者本人として上記破産債権者集会会場に出席することもできます。ご都合のよろしい方はぜひご来場いただき、被害の深刻さや要望等を裁判所に伝えていただきたいと思います。大勢の被害者が参加することは、事件の風化を防ぐ大きな効果のあるものです。ぜひご参加ください。

被害者説明会のご案内

平成２２年２月１０日（水）破産債権者集会終了後に「被害者説明会」を『ＴＫＰ　虎ノ門ビジネスセンター　カンファレンスルーム２Ｃ』で行います。

これまでの弁護団の活動をはじめ、これからの弁護団活動、刑事裁判についてもお話しをする予定となっています（債権者集会終了３０分後から開始予定）。

当日はどなたでも参加することができます（Ｌ＆Ｇの社員・ＧＡ・円天研究会メンバー等を除く）ので、お知り合いの方で、当弁護団への委任を悩まれている方がいらっしゃいましたら、お誘い合わせの上ご来場ください。

なお、破産債権者集会に参加せず、被害者説明会のみに参加されるご予定の方は１５：００頃までに下記会場へご来場ください。

日時：平成２２年２月１０日（水曜日）
場所：ＴＫＰ　虎ノ門ビジネスセンター　カンファレンスルーム２Ｃ
アクセス：東京メトロ銀座線「虎ノ門駅」徒歩1分
東京メトロ日比谷線「霞ヶ関駅」徒歩2分
都営三田線「内幸町駅」徒歩4分
東京地方簡易裁判所より徒歩約１０分

<地図>

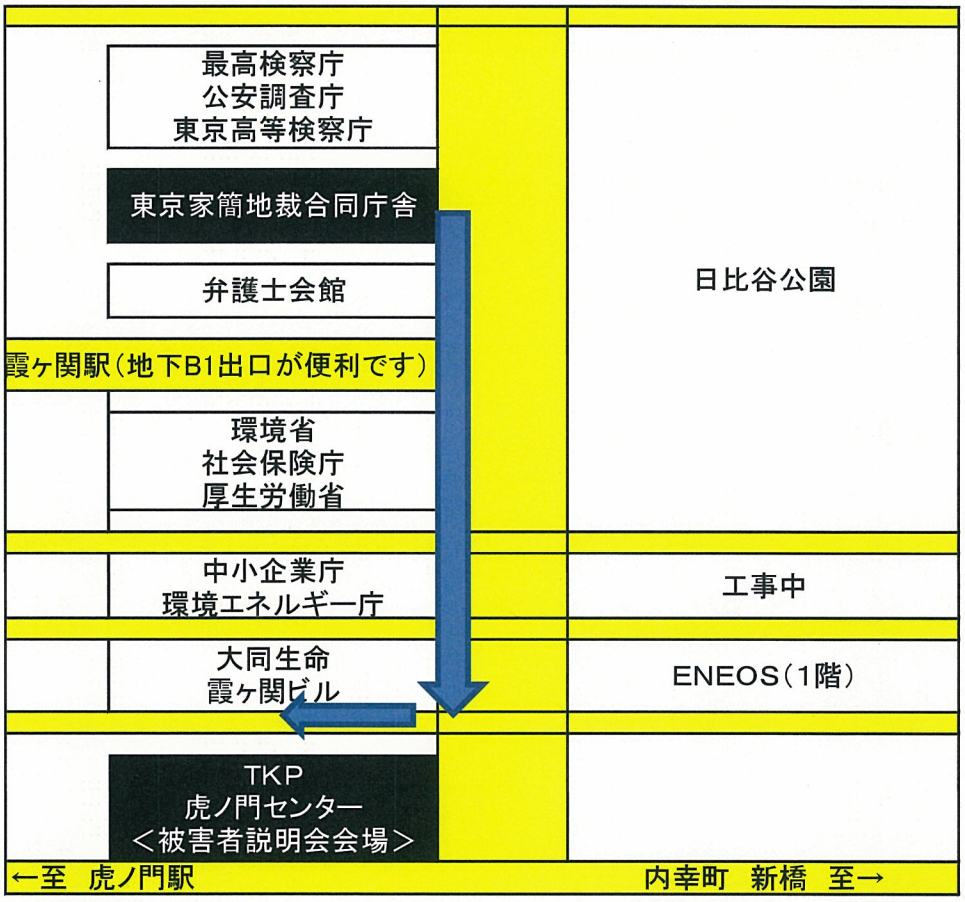
最高検察庁
公安調査庁
東京高等検察庁
東京家簡地裁合同庁舎
弁護士会館
日比谷公園
霞ヶ関駅（地下B1出口が便利です）
環境省
社会保険庁
厚生労働省
中小企業庁
環境エネルギー庁
工事中
大同生命
霞ヶ関ビル
ENEOS（1階）
TKP
虎ノ門センター
＜被害者説明会会場＞
←至　虎ノ門駅
内幸町　新橋　至→